

Title	印度の統治に関する英米論客間の論争
Sub Title	
Author	小倉, 和市
Publisher	三田学会
Publication year	1910
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.3, No.1 (1910. 1) ,p.83- 98
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19100115-0083

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

殖民地穀物肉類に對する二分五厘稅 一、〇〇〇、〇〇〇
 外國製造品に對する一割稅 一〇、五〇〇、〇〇〇
 殖民地製造品に對する五分稅 七五〇、〇〇〇
 一九、七五〇、〇〇〇

但し此内より徵收費二十五萬磅并に輸入の減退に伴ふ収入の缺損二百二十五萬磅を差引き殘額千七百二十五萬磅の収入は優に國庫に收めらる可しとしたり。

斯の如くなれば、關稅改革亦容易の業と云ふ可し。然も之に依て能く財政改革に代つて、財政上の要求を充たし、兼ねて英國の繁榮を期するを得るや否や。之に對する英國國民の判斷は近く行はる可き總選舉の結果に依て、檢するを得べきか。

四 獨逸財政の困難

獨逸が近年公債政略に依て財政の急に應じ、其漸く不可能と爲るに及んで、財政改革なる美名の下に増稅を行ひ、辛うじて財政の危機を脱せんとしつつあるは、世人の知る所なるが、然も一方に公債政略の續行は財政上に不良の影響を及ぼし到

底收拾す可からざるものあるが如し。最近帝國政府の發表したる報告に據れば公債の現存高(昨年十月一日現在)は左の如し。

四分利付公債 四一〇、〇〇〇、〇〇〇
 三分半利付公債 二、〇二〇、〇〇〇、〇〇〇
 三分利付公債 一、七八三、五〇〇、〇〇〇
 四分利付國庫債券 三四〇、〇〇〇、〇〇〇
 合計 四、五五三、五〇〇、〇〇〇

固より獨逸公債の時價が近年下落の傾を呈せるは、最近十五年間に於ける世界金利歩合の騰貴に由るものある可しと雖も、尙ほ公債政略の續行に依る公債現在高の増加に基く所少なしとする能はず、獨逸は千八百九十七年當時の四分利付公債を三分半利付に借換ふるを得たるが、何ぞ計らん、千九百八年四月并に千九百九年五月の兩度に再び四分利付公債を發行するの已むを得ざるに至らんとは、千八百九十年獨逸が三分半利付の公債を發行するや、實に百二、半の價格を以てしたるに、昨年五月同利率の公債を發行するに當ては、九十五、六の價格を以てし、又千八百九十年八十七の價格

を以て、千九百三年九十二の價格を以て發行せられたる三分利付公債の時價は昨今八十五、二を唱ふるに至れり。今千八百九十三年以後公債の時價を表示すれば、左の如し。

四分利付	三分半利付	三分利付
一八九三	一〇六、八	八六、一
一八九八
一九〇三	一〇二、六	九四、三
.....
一九〇八	一〇二、二	八一、八
.....
一九〇九	一〇二、七	八五、七
.....
.....	九四、七五	八五、二
.....	九四、二五

而して一方に三分半利付柏林市債の時價を見るに、千八百九十八年百一、五。千九百三年百、三。千九百八年九十三、八。千九百九年九十五、三にして、獨逸帝國公債よりも、市債の方一分だけ時價の高位に居を知る可し。斯る状態に居るに拘はらず、今後豫算の施行に伴て發行せらる可き公債の高は六億七千三百七十萬馬克に上るに於ては、獨逸財政は容易に其難境を脱出する能はざるものと云ふ可し。

印度の統治に關する英米論客間の論争

小倉 和 市

強大なる國家が弱小なる國家を併合して之に統治權を及ぼすに當りてや、往々第三國の嫉妬猜疑を招き併合國が誠心誠意併合地の進歩發達を企圖するにも拘らず意外の邊に不慮の誤解を生じ何等の根據なき批難攻撃を受くること史上其例に乏しからず。彼の英國の印度統治問題の如きは蓋し其最も著しきものなり。印度に於ける此大問題に關しオーソリティーと稱せらる、シドニーブルックス氏は近頃一大論文を北米評論に寄せて同問題に關する英米論客間の論争を公けにせり。其所説は韓國統治の大問題を眼前に控ふる我國民に取りて再讀の價なしとせず。故に予は左に之を譯述せんとす。

英國の印度統治に關する問題は最近一兩年間世界の耳目を聳動せる所にして、此問題に關して米國

人が特殊の興味を有するも亦當然なりと云はざる可からず。英國人は何人と雖も決して米國人の批評を嫌忌する者に非ず。否吾人は世界何れの部分に於て如何なる事業を企て、如何なる政策を行はんとするに當りても決して米國人の輿論を無視すること能はざるなり。吾人は米國の賛同、同情は卒直に之を感謝すると同時に其批難攻撃は又等しく決して此兩國が政治上相互に分離せるも言語、天性、感情又は政體の點に於て比類なき親密の關係を有するが爲めのみに非ず。此兩國の間には眼以て見る可からず、耳以て聞く可からざる無數の血管ありて互に相通じ、其一方に起りたる事象は即刻其影響反動を他の一方に及ぼすものにして一方の行爲に對する他方の批評は、之を謳歌するものたる之を批難するものたるを問はず、行爲者に取りて重大なる判断の資料たらざるを得ざるなり。今兩國の歴史を通觀するに何れも其危機に際して將又其進歩の或方面に關して時に或は他方の

模範援助によりて獎勵せられ、又或は時に其反對によりて失望せしめられ、阻害せられ、昏迷せしめられたると一再にして止まらず。故に英國が其所領地たる印度に於て英國の統治に取りて或點に於て試金石たるが如き事件の起るに當り米國人の之に對する意見言動を注視することを怠らざるは言を疎たざるなり。然り英國は過去に於て重大なる注意を拂ひしが如く現在に於ても尙然かしつゝあるなり。實に英國が印度を其統治下に置くは同國外交政策全般の鎖鑰をなすものにして、若し假りに外交政策に機軸なるものありとせば印度の領有は即ち夫れならざる可からず。故に一旦此鎖鑰にして弛み此機軸にして動搖せんか亞細亞、歐羅巴其他苟くも英國々旗の翻る所に必ず一大災厄の惹起せらるゝことあるを免かれず。左れど英國が此危大なる屬邦の盛衰に關して大に米國人の意嚮を顧みする所以は單に印度の榮枯が英國の將來に對し死命を制するが如き重大なる結果を來すが爲めのみに非ず。英國は實に其印度に於ける事業を

以て前代未聞なる人道的の施設なりと信するなり。英國人は米國人が印度統治の原則と結果とを了解すること愈明らかなるに従ひ、彼等は單に興味を以て之を觀察するのみならず、同情を以て、稱讃を以て、否同族の成功を誇りとする自敬の念を以て之を觀察するに至る可しと信するなり。加之米國は過去十年間に至りて始めて東洋に於ける領土統治の困難なる問題に遭遇し既に少なくも斯種の複雑なる事業の初歩を経験したるが故に、英國は今や米國に對し歐洲諸國が試みたる企圖中最も大規模にして且つ最も困難を極むる印度統治の現狀に關し、聊か専門的の觀察評論を要求するの權利ありと信するものなり。

前述の理由により英國人は昨年一月ルーズベルト氏が英國の印度統治に關して公けにせる堂々たる稱讃の辭を讀んで欣喜雀躍せざる能はざるなり。從來米國人は如何なる場所に於ける英國人の施設に對しても斯程迄友誼的なる言辭を呈せしことなかりき。故に同共和國の首領にして、且つ現時の

米國に於て最も勢力を有し舉國の輿望を其一身に繋げる代表的人物ルーズベルト氏によりて斯る溫情寛大なる證言を得たるは英國人の満足に耐へざる所なり。氏は曰く「歐洲民族が他の大陸に於て人口稠密なる地方を統治して成功せる史上の事實中最も偉大なるものは吾人印度に於て之を見る。羅馬帝國の滅亡以降印度の統治は實に斯種の事業中最も偉大なる或功なりと云はざる可からず。否此成功は實に羅馬帝國の下に爲されたるものよりも更に一層大なるものなり」と。固より過去の施政中誤謬缺點の指摘す可きものなきは保し難しと雖も「加かも英國人の印度統治は過去二世紀の間に於て白人種によりて遂行せられたる施設中最も著しく且つ最も稱讃す可きものなるの事實は蔽ふ可からざるなり」。即ち印度の土民は英國の統治の下に無量の恩澤に浴しつゝあるなり。今印度民族の歴史を通觀するに、此可憐なる民族に對して公平寛大なる待遇をなさんが爲めに努力せられたるものと英國統治時代の右に出づるものなし。大統領は

附言して曰く「英國は本國の利益を計らんが爲め一錢と雖も印度より奪ひ去りたることなし。英國は印度より徴收したる歳入の全部を印度の爲に消費するなり。即ち印度の歳入は印度自身の福利を増進せんが爲めに費消せらるゝなり。……印度人民の多數は今や幸福享受の點に於ては従前に比して遙かに大なるものあるなり。若し今日に於て英國が統治の權力を失墜するか或は統治の權力を撤退するときは印度人民は到底今日迄の如き福利を享受することを得ざるなり。否單に今日の如き福利を享受することを得ざるのみならず同半島は瞬間にして一大修羅場と變化し去らずんば已まざるなり。即ち虚弱なる人民、最も勤勉なる人民及び最も従順遵法の人民は言語に絶する暴虐壓制の爲めに無慘の境涯に沈淪す可く、之れが爲めに利益を得るものは唯無道者、暴虐者及び渴血者のみ。……苟くも人類の幸福を冀ひ、人道の擁護せられんとを望むの士は英國が印度の爲めに盡せる努力が印度に取りて無量の利益たりしことを丁解せざる

を得ざるなり。故に吾人は印度の名譽、利益及び文明の爲めに英國の統治權力が益強固に趨き未來永劫渝はることなきを希望せざるを得ざるなり。予は屢々印度より歸來せる米國の宣教師に會見したるが彼等は皆口を極めて英國施政の現状を稱讚し。其統治の下にありて土民が過去に於てのみならず、現在に於ても無量の福德を享受しつゝあることを唱へざるものなし。」

ルーズベルト氏の頌辭は最も有力にして且つ吾人に取りて最も歡迎す可きものなりと雖も、然かも英國の印度統治の精神、目的及び施設に對して謳歌せしものは單に氏のみに止まらざるなり。若し米國の旅行家、特別通信員及び宣教師等がヒマラヤ山脈よりケープ、ゴモリンの間に於て見聞經驗せし所に就きて述べたる讚辭を蒐集せんか蓋し枚擧に遑あらざる可し。然るに怪しむ可し最近一兩年に至り米國に於て多少組織的の一運動起り、其目的とする所は米國人をして、印度に於ける英國の施政状態は決して稱讚す可きものに非ずして寧敬

を鳴らして之を攻む可きものなるを信せしめんとするにあり。曰く英國の統治は悪虐無道にして、徒らに印度土民をして極貧に陥らしめつゝあり。曰く英國は土民をして決して土民自身に關する政務に關與せしむることなし。曰く英國の統治は單に暴力的の支配なり、曰く英國の統治は印度の富をして英人の財囊中に歸せしめ、英國の輸出貿易の爲に印度の製造工業を破壊す。曰く英國の統治は全然土民の教育を疎外し徒らに民種の宗教的の紛争を教唆するのみならず、極端なる酷税を課して誅求を行ふを以て土民は日々益々貧困の苦境に趨き飢饉の慘害は愈々酷烈頻繁を極むるに至る。曰く英國の統治は單に有害なるのみならず全然無用なり、印度にして一旦英國の羈絆を脱せんか却て繁榮す可しと。米國人中斯かる説述を基礎とせる煽動的運動の爲めに影響を受けたる者少なからざる可きは予の信じて疑はざる所なり。蓋し斯かる運動の首唱者は判断よりも寧感情に走せ易く、智識よりも寧ろ熱誠に富むの士なる可し。彼等は

切りに刊行物を利用して彼等の唯一の目的は米國人の前に眞正の状況を明示せんとするにありと主張す。彼等は又彼等が英國の統治に對して毫も敵意を有するものに非ざることを主張す。彼等は其目的が決して破壊的に非ずして全く印度に於ける英國の施政を改革するにありと斷言す。斯くして彼等の教唆運動はルーズベルト氏の駁論によりて大に動搖せられたるにも拘らず、尙今日に繼續せられつゝありて米國今日の状態上及び米國人の氣質傾向上多少の結果を齎らす可きは蓋疑なき所なり。若し五十年前に於て斯かる運動起りしならんには、其運動は何等の障害をも受くるとなくして合衆國の一端より他端に蔓延し、國會の決議、小冊子の配付、反對集會の開催其他有らゆる排英的の運動によりて其目的を達せんと試みしなる可し。然るに今日前述の如き運動が比較的靜穩にして且つ其効果の少なきは之れ一は英米間の國際關係に一大變革を來し國交が親密の度を加へたと、一は合衆國が最近に至りて世界政策の實行上大に

經驗する所ありたるが爲め最早昔日の如き幼稚なる見解を有せざるに至りたるに因らずんばある可からず。左れど合衆國に於ては常に排英思想の潜在するものありて一度之を煽てば直ちに勃發せんとす。加之印度は遠隔の地にありて合衆國民の多數は其實狀に通曉せず、且つ合衆國民は其天性上壓制專斷を嫌忌すると頗る甚しく、其形跡だに存せば直ちに弱者に應援して強者に反抗せずんば已まず。然るに印度に關する記述の眞偽を分別し漠然たる斷定を眞個の事實に照して研究せしむるに足るが如き材料は合衆國に存在することなきのみならず、合衆國政府と雖も特に英國の印度統治の爲めに其人民に對して情狀説明の義務を有せざるが故に煽動者の捏造、誣告、誹謗等は或程度迄予が下に述べんとするが如く過當なる程度に迄世人の注意を惹起することに成功したるなり。

煽動論者の主張する要旨は彼等が疎暴大膽にも昨年一月ルーズベルト氏が爲したる演説を駁撃せんとして近頃公けにしたる檄文中に之を發見する

ことを得可し。予は謂はん、其論調は單にルーズベルト氏及び英國に對して充分に敬意を拂へるのみならず至つて親和の趣を帶べりと。此檄文に署名せる者總て十八名、其多數は宣教師にして、彼等が之を草するや忿怒の餘に出でたるに非ずして悲痛の情に驅られたるもの、如し。彼等が説述せる事實は往々想像的にして其用語は奇怪にも過激なるを免がれずと雖も予は彼等が正義の爲めなりと信じて之を爲しつゝあるものなることを推知するを憚らざるなり。左れど這般の問題を正當に解決せんと欲する者は須らく德教以外の或ものを具有せざる可からず。即ち智識に富みて遠謀雄圖あり、且つ廣く世界の氣勢に通曉する者概言すれば所謂政治的本能を組織する凡ての性質を具有するものに非ざれば到底本問題を解決するの資格なきなり。然るに此點に於て同檄文の起草案は全然其能力を缺けるもの、如し。彼等は印度を以てウイスコンシン州の稍々大なるものなるかの如く信じ、印度の土民を以て西班牙人又は佛國人の如

く統一せる國民をなすもの、如く想像するなり。彼等は印度人の天眞の性質、智識的特質及び社會的狀態が全然彼等の經驗せる所と相違せるの事實を了解すること能はず、米國の一州に對して適當する所のもの必ずしも印度、否全世界に對して決して等しく適當するものに非らざるの所以を知らず、少しも遲疑することなくして西歐諸國近代の民主思想を以て直ちに印度を律せんとす。彼等は印度の社會組織が全世界中他に決して其比を見ざる一種特異のものなることを全然知得せざるか或は少なくも其事實を充分に了得せざるなり。今試みに印度社會組織の一斑を記述せんか、印度に於ては原始時代に於けるが如く宗教、種族及び階級に基く社會上の差別未だ嚴然として存在し、加かも此差別は數世紀以來絶へざる争鬭内訌の爲めに愈々紛糾を極めつゝあるなり。詳言すれば種族の數は一百を超へ、其用語は百八十種の多きに達し、加ふるに九個の異なる宗教の行はるゝあり。然り而して此參差錯雜せる社會は更に約二十四個

の階級に細分せられ、各階級は嚴然城壁を設けて相獨立す。陸上に生活する者は唯全人口の四分の三に過ぎずして眼に一丁字なきもの各二十人中實に十九人の多きに達す。加かも彼等が嫉妬熱狂を以て風俗、慣習、信仰等に執着するの狀は到底西洋國民の想像にだも及ばざる所なり。斯くて驚く可し、全世界人口の約五分の一を占むる此印度民族の運命は實に遠く北方の島帝國より糾合し來れる少數人士の双肩に懸るものにして國內の統治、正義の擁護、福利の増進は一に此少數人士の努力指導に俟つの外なきなり。斯くの如くにして構成せられ、斯くの如き地位にある國土に臨み合衆國又は伊太利等と大差なきものとして之を統治せんとし、單に西洋諸國特殊の事情の下に於てのみ適用し得可き原則を以て之に號令せんとするは實に愚の極にして、モレー卿の譬喩を借りて之を云へば毛皮製の外套は加奈太に於て頗る便利なるが故にデカンに於ても之を着用せんと唱ふるに等しきものなり。換言すれば彼等の眼孔は豆の如く、偏狹

頑迷にして之を形容するの語に乏しく世人の所謂「井中の蛙主義」と概稱する性質を遺憾なく發揮せるものと云ふ可し。

彼等の誣言中最も亂暴にして絶對に駁撃せざる可からざるものは、英國人は自己を富まさんが爲めに印度人に酷税を課し之をして極貧に陥らしめたりとの點なりとす。彼等は曰く「印度の財寶は絶へず外國權力者の土地を富ましめんが爲めに奪ひ去られて實に悲しむ可きものあり。」曰く、印度より英國に流出する財寶は年々二億五千萬圓より三億圓の間を上下するなり。曰く、英國の印度に對する課稅率は其重きと世界文明國中實に其比を見ざる程にして負擔の點より云へば印度の土民は英本國の人民に比して約二倍の重税に苦しむつゝあるなり。曰く、印度は年々益々貧困に趨きつゝあり、其結果として飢饉の災厄に耐ふるの力は愈々減少しつゝあるなり。曰く、斯かる可憐の狀態を來したる當の責任者は英國其ものなりと。予は之等の誣言に對し下に逐一駁撃を試みん。

第一、租稅なる語の最も普通なる用法に従ふときは印度は實際上英國に對して何等の租稅をも拂ひ居らざるなり。固より英國との現在の關係上印度が英國に對して或種の負擔をなしつゝあるは事實なり。而して其負擔額は千九百〇四年より千九百〇七年迄の統計によるときは年額一億九千萬圓なりとす。此金額は一部は印度の債務、印度に於ける生産事業の爲めに投せられたる資本金及び印度鐵道布設の爲めに借入れられたる資本金約一億圓の利子として支拂はれ、一部は約二千五百萬圓を算する鐵道用及び軍用倉庫及び材料の爲めに支出せられ、一部は軍隊の維持及び軍人の年金として支出せられ其額四千萬圓に達す。而して最後の一部は内務行政の爲めに支出せらるゝものにして其年額約二千五百萬圓なりとす。換言すれば印度より徵收するものは一毫と雖も財物、勤勞又は資本の形式によりて印度に復歸せざるものなし。故にルーズベルト氏が「英國は自國の利益の爲めに一毫と雖も印度より奪ひ去ることなく、印

度より徵收する租稅は皆印度に於て印度の利益の爲めに消費せらる」と斷言したるは絶對不可争の明言なりと云はざる可からず。反對論者或は曰く、計數上に顯はれたる一般公知の徵收額は或は上述の如くならんも其外英國人が個人として本國に送附する金額は一ヶ年一億圓より一億二千萬圓の間を上下す。此金額は皆印度の材源より奪ひ去らるるものにして毫も世人の注意に上らざるものなりと。此説も亦單に一個の臆斷に過ぎずして決して精密なる計算の結果に非ず。見よ論者の計上する金額は優に印度に於ける歐洲人の文武官が獲得する俸給年額の二倍以上に上るに非ずや。之を事實に徴するに印度に於て奉職する英國士官中其俸給の一部を本國に送附し得る者は唯一小部分に過ぎざるなり。彼等の多數は其所得の全部を費消するのみならず、時に本國より補助を仰ぐものさへ少なからざるなり。唯だ印度の經濟史上に於て最も著しくして争ふ可からざる點を擧ぐれば(一)英國が印度の物質的產業的の發達を計らんが爲めに費

やせし金額は印度開關以來より英國の占領に歸する迄に同一の目的に向つて費消せられたる金額の總計よりも一層大なるの事實と(二)英國統治の下に印度土民全般の勞銀及び生活の程度は大に昂騰したるの事實なりとす。故に論者の所謂「財寶奪去」の説は彼の外國資本は之を輸入したる國を貧困に陥らしむとの陳腐なる思想と、輸出の輸入に超過するは國家の經濟的病態なりとする誤謬の觀念とに其基礎を有する者なり。即ち予が現に駁撃を加へつゝある檄文の起草者は印度に於ける年額二億圓の輸出超過は之れ皆英國に對する貢金に外ならずとなすものゝ如し。左れと現に合衆國は英國との貿易關係に於て年々巨額の輸出超過をなしつゝあるに非ずや。此現象は英國と濠洲及びアージエンタインとの關係に於ても亦之を見ることを得るなり。然らば之等の國家は皆英國に對して年々資金を納付しつゝあるなりと云ふ可きか、將た該檄文の起草者が徒らに虚妄の言を弄しつゝあるものなりと云ふ可きか。

第二、論者曰く印度は其重税を負擔する點に於て世界文明國中其比を見ずと。此議論も亦容易に之を駁し去るとを得可し。千八百〇六年より千八百〇七年に至る會計年度に於て印度人の負擔したる租税金の全額は各一人に就きて二圓に達せず、加かも此金額の約半額は地租の徴收に基く収入たるなり。印度に於ける土地の耕作者は歐米の農夫か地主に納付する地代を國家に支拂ふものなるが故に印度に於ける所謂土地歳入は他國に於ける地代に等しきものなり。從て土地の使用に對する對價は個人が之を受くるときは地代なるも國家が之を受くるときは租税と看做さざる可からずとの論斷を爲さざる限り、印度人が租税として支拂ふ金額は一人に付き一ヶ年僅かに一圓に過ぎざるなり。該檄文の起草者は更に曰く、印度に於ては鹽税なるものありて其税額は代價の八倍、十二倍又時としては二十倍に達すと。左れど斯かる重税は全然存在せざるなり。今鹽供給の最大根源地たるラジプタナ鹽田に付きて其生産費を調査するに各

八十二封度に付きて僅に十二錢なり。然るに各八十二封度に對する鹽税は六十四錢に過ぎず、故に鹽税は生産價格の四倍にして二十倍に非ず。此税も、他方に於て生産、運輸及び分配に要する費用非常に節減せられ居るが故に結極印度の消費者が支拂ふ鹽價は英國に於ける價格より高きことなく、之を佛國、伊太利、及び合衆國等に比すれば實質上低廉なりとす。蓋印度に於ける鹽は價平均一封度一錢に達せざればなり。英國の統治以前にありては運輸交通の便なく、生産の方法頗る拙劣なるに加て、到る所に於て内地税及び通過税を支拂はざる可からざりしが故に鹽價は今日よりも遙かに高かりしのみならず時としては價格の如何に拘らず全く之を得ると能はざりき。現今に於ては印度の住民は年々鹽税として各一人に付十四錢を納付す。之れ決して壓制過重なる課税と云ふことを得ざるなり。加かも此鹽税は予が前述せるが如く地代に相當する地租と、綿衣服に對する三步五厘

の關税とを除きては、全人口の約四分の三を形成する農民の負擔す可き殆んど唯一の租税に非ずや。即ち彼等は煙草、珈琲及び茶に對して課税せらるゝことなきが故に、若し酒精的飲料と阿片とを使用することなく、又狼りに訴訟を起すが如きことなくんば彼等は實際上全く徵稅者の叩門を免かるゝことを得るなり。故に予は毫も躊躇なく斷言せん全世界に於て印度人の如く輕微なる租税を負擔するものなしと。

第三、該檄文の起草者は更に下の三點即ち(一)印度は日々益々貧困に陥りつゝあり(二)此貧困は飢饉の根本的原因なり(三)而して印度人をして斯る悲慘の境涯に陥らしめたる當の責任者は英國なりとの事實を證明せんとして全然失敗せり。印度は決して漸次貧困に陥りつゝあらざるなり。印度より徵收する歳入額は千八百六十年以來三倍の増加を爲せり。左れど此増加は決して租税納付者に對して新たなる負擔を課したる結果に非ずして國土愈々繁榮に趨き、統治益宜しきを得たるの結果

に外ならざるなり。千八百六十年に於て未だ課税せられざりしものにして今日税源となされたるもの頗る少なく、全く全歳入の上に顯はるゝ増加は税率の低減せられたるものに拘らず、購買力の増進の結果として生じたる者なり。即ち土地の負擔は益々輕くせられ、鹽税は日を逐て低められ、輸入税は愈々減せられ、輸出税は米穀に對するものを除きては全然廢棄せられたり。加之所得税率も亦著しく低減せられ、生計最少必要額は之を千八百六十年に比するときは大に高められたり。物産税の收入は著しく増加したりと雖も此増加も亦税率引上の結果に非ずして、全く稅務行政の改善と違法なる製造販賣の禁遏とに基くものなり。唯市税及び地方税のみは或點迄千八百六十年以後の創設に係るものにして其收入年額は約二千四百萬圓なり。概言すれば過去約半世紀間に於る印度の財政的發達を通觀するに當り、最も著しく吾人の眼に映するは租税が絶へず輕減せられたるの事實と租税の輕減せられたるにも拘らず國庫の收入は

絶へず増加したるとの二點なりとす。予は此事實を以て租税を負擔する人民が日々益々繁榮に趨きつゝあることを表明する最も明瞭確實の證左なりと主張せんとす。此點に關し予がガーンソンの職責を以て爲したる演説の一節を引用せん。氏は曰く「吾人は決して印度が貧困悲惨なる状態にあることを否認するものに非ず。左れと慘況の現存に眩惑せられて爲めに其偉大なる進歩發達を看過するは非なり。見よ國內に於ける貨幣の増加は流通額に於ても、準備額に於ても、投資額に於ても、豫金額に於ても將又人民の囊裡に存在する額に於ても明らか之を認め得るに非ずや。勞働賃銀は昂り、最下級人民の生活程度は高められ、彼等は今や單に便利品、有用品を使用し得るに至れるのみならず、約十四五年以前にありては殆んど夢想だもせざりし贅澤品を購ふに至れるを以て茲に一般購買力の増進を來し有害なる租税の低減を可能ならしむるに至れり。然り而して此形勢は恐らく今後に於ても繼續せらる可し。之等の事實を承認

するは至當にして、之等の事實を看過するは盲者の偏見たるを免かれず」と。予は該檄文の起草者に對して此一節を推薦し、併せて卿が其所説を支持せんが爲めに援用せる統計的證憑を示さん。

一八九三—四年と一九〇四—五年との對照

政府が鐵道の布設及び灌漑工事の爲めに投じたる資本金額……………五割六歩の増加

生産業を目的とする株式會社の投資額……………二割三歩の増加

貯蓄銀行の預金額……………四割三歩の増加

政廳直轄銀行に於ける私人の預金額……………七割一歩の増加

其他株式組織の銀行に於ける預金額……………十三割の増加

爲替銀行に於ける預金額……………九割五歩の増加

印度に於て所有せらるる政府紙幣……………二割九歩の増加

地方公債に投せられたる金額……………九割の増加

所得税を課せらる可き所得額……………

……………二割九歩の増加

流通せるルピーの額……………二割七歩の増加

實際流通しつゝある手形額……………六割八歩の増加

輸入額……………三割五歩の増加

輸出額……………四割八歩の増加

生産的債務額……………六億九千萬圓の増加

不生産的債務額……………一億六千萬圓の減少

實業家又は經濟學者にして上述の事實を見て國力衰退の徴なりとなすものありや。

印度に於ける人民の困憊が實に其極に達して憐れむ可きものなるは事實なり。左れと之を以て英國の統治が其宜しきを得ざるが爲めなりとなすは奇怪至極の議論なりと云はざる可からず。予は既に英國の施政の下に於て印度の繁榮が遅々たるも、然かも確實に進歩しつゝあることを説けり。加之予は印度の住民が地代及び租税として國庫に納附する年額は各人二圓に及ばず。加かも此金額中住民の四分の三を形成する農民の負擔する所は予の査定する所によれば平均其二分の一以下なる

ことを述べたり。因是觀之課税を以て印度疲弊の原因となすは非なり。今假りに土地負擔の全部を免除し、鹽稅及び關稅を廢棄するも下級農民の慘狀は已まず、飢饉は依然として襲來す可し。想ふに印度の疲弊困憊は決して論者の主張するが如く外部的原因より來るものに非ずして全く住民の社會的慣習、内訌的性質、思慮の缺乏、幼稚なる耕耘法、及び婚姻の儀式に關する浪費等の如き内部的原因に基くものなり。例へば親たる者が其男子を結婚せしめんとするときは其費用として自己が三四年間の勤勞によりて獲得し得可き金額の全部を消費し、部落の高利貸より一箇年一割二歩乃至七割五歩の高利を拂ふて借金し以て之に充つるものなり。印度の下級民族が巨額の負債に苦しむの眞原因は此點に存するものにして、決して地代及び租税として一箇年一圓を納附するが故に非ざるなり。印度民族中の一大指導者たるサー、マダヴァ、ラウ氏は其經驗に於ても其技量に於ても他に比類なく、且つ英國の印度統治に對する有力なる批評

家なるが、氏は此問題に關し左の如く簡單明瞭なる斷定をなせり。予は該檄文の起草者が再び印度問題に關する意見の發表を敢てするに先ち、氏の所言に付きて沈思黙考せんことを勸告せざるを得ず。氏は曰く「何人と雖も、印度に住居して其實狀を觀察し、研究を積むと愈々長きに從ひて世界中印度人の如く政治的災厄を受けざるものなきと同時に、又印度人の如く自業自得の災害に苦悶しつゝあるものなきの事實を感知すること愈大なる可し」と。更に又該檄文の起草者の飢饉に關する主張に對しては予は第一彼等が大に飢饉發生の數と、之より生ずる死者の數とを誇張しつゝあるの事實と第二、印度に於ける飢饉は氣候風の不順に基くものなるとの二點を指摘せん。降雨時に適ひ且つ多量なるに於ては農業は可能なるも、降雨不規則にして、且つ少量ならんか、國中の主たる生産業を組織せる農業は全く停止の状態を呈し政府は西洋諸國に於ても嘗て其例を見ざりしが如き多數失職者の救濟問題に遭遇するなり。固より人民の疲弊

が飢饉の災害を一層強大ならしむるは事實なりと雖も、今日にありては英國政府が計畫したる飢饉豫防制度及び救濟制度の功徳により、従前にありては到底人力の及ばざる所と諦らめられたる災厄の度を減じ、餓死者の數をして未曾有に少なからしむるに至れり。

該檄文には前述諸點の外尙記載せる所多しと雖も、若し餘白だに存せば之を駁し去ること予に取りて易々たるのみ。唯下の一點に於ては予は該檄文の起草者の所論を以て道理に叶ひ、正當にして且つ眞實なりと云ふに躊躇せざるなり。即ち印度に於ける教育事業の遅々として進まざるは予と雖も亦遺憾に耐へざる所なり。予は又軍備金の支出に對する彼等の主張に對し幾分の同情を表するものなり。左れど之等の點を除きては予は其記述、推測、又は議論に就き毫も實際の事實と合致するの點を見出すこと能はざるなり。例之、彼等は英國が印度に布設したる三萬哩の鐵道は専ら軍事上の目的と、英本國が財政上の收入を得んとする自

的との爲にのみ運轉せらるゝものにして、此鐵道より生ずる収入は皆英國人の囊中に入るものなりと唱ふと雖も事實は之に反し、三萬哩の鐵道中二萬二千哩は國家の所有にして、之より生ずる利益は年々歳々増加す、左れど此利益の全部は皆租税を輕減せんが爲めに使用せらるゝなり。彼等は曰く、印度より來る電報其他の報道は細大漏さず印度政廳及び英國政府の檢閲を経ざる可からずと。左れど事實は全く之に反し何等の檢閲制度も存在せざるなり。彼等は曰く、現今約一百名の記者は三年以上十年以下の所刑を受けて鐵窓の下に呻吟しつゝあり、加かも彼等の多數は正式の裁判を受くることなく、自己の利益を辯護するの機會を與へらるゝことなくして獄裡に投せられたるものなり。殊に甚しきに至つては受刑者にして自己の犯罪の何たるさへ告げられざる場合ありと。左れど事實は決して然らず。約七十名の記者は監獄に投せられたりと雖も彼等は皆正式の裁判を受け、充分自己を辯護するの機會をも與へられ、且つ其

罪狀に付きては明白なる宣告を受けたり。彼等は曰く、印度は數千年間自治の樂境にありたりと。左れど、之を事實に徴するに古來印度を支配したる帝國は常に外國人たる侵略者によりて樹立せられたるなり。彼等は曰く、英國の施政は根本的に不正なる基礎の上に立つものなり、如何となれば其統治の主旨は全然劍戟の力によりて人民の服従を強制せんとするにあればなりと。左れど事實上印度に於ては面積より云へば各二十哩平方、人口より云へば各四千人に對して一人の兵士を配備せるの割合のみ加かも印度陸軍の三分の二は皆土民兵より成るものなり。彼等は曰く、英米に於ては平和穩當なる改革運動と認めらるゝが如き方法と雖も、印度に於ては公然に或は秘密に逮捕せられて監獄に投せらるゝと。左れど事實は之に反し國民會議は其存立の全期間を通じて専心一意唯だ改革運動にのみ之れ従事したりしも爲めに毫も政府の干渉を受くることなかりき。加之印度語を以てする刊行物は八千餘種に及び、之等の刊行物は

全然改革運動の爲めに其精力を傾倒しつゝあるなり。殊に著しきは近頃政府は各方面各階級の論者が主張する改革論を蒐集して二個の浩澣なる黄書となし之を公けにせり。彼等は又印度を以て一の奴隸帝國なりとなし、印度人(予は彼等が「印度人」なる語を以て何を指示するやを知らず)は毫も政務に參與することを得ずと唱へ、大膽にもモレー卿の所謂改革なるものは何等の重要な改善を來すものに非ずと宣言せり。左れど事實は之に反し、印度土人の鞅掌する半島の行政事務は頗る多く、土民官吏の數は遙かに英人官吏の數を超へ、土民中の有力者は凡ての立法合議機關に其席を有し新計畫の企圖せらるゝに先ちて當然協議を受くるものなり。今やモレー卿は土民が最高行政府に入ることを許可したるのみならず。彼等に與ふるに歳出歳入の計畫を決定するの權を以てし、更に進んで行政、立法の範圍に付きても頗る廣汎なる部分を彼等の殆んど自由行動に委せり。故に該檄文の起草者が英國の印度統治に關して述べた

る所は皆荒唐無稽の謬論にして、苟くも相當の教育を受くるときは十五歳の幼者と雖も、尙之を口にすることゝ恥づるが如きものなりと云ふも敢て苛酷の言に非ざるなり。此可憐なる民族を保護して、不完全ながら其願望を達せしめ、不充分ながら其利益を擁護するものは英國人を措いて他に之を求む可からざるなり。種族、宗教、階級の相違より生ずる厭ふ可き紛争の外に超然として唯彼等全般の福利を増進せんが爲めに努力するものは英人を措いて他に之を求む可からざるなり、全力を傾倒して印度全民族の爲めに正義、自由、及び平等の擁護者となり、印度人と回々教徒との争鬪を防止し、農夫と地主との軋轢を緩和するものは英國人を措いて他に之を求む可からざるなり。然かも該檄文の起草者は之等の簡單明瞭なる事實に付きて何等の觀念をも有せざるものゝ如し。嗚呼濟度し難きは頑迷不靈の徒なるかな (終)

カヴールの後半生

高橋 誠 一郎

(一) ノワラ(Novara)の戦敗

兵燹僞屍を照して敗陣の夜色轉々悽愴たり。「萬事休せり、吾が名譽も亦」チャルス アルベルト(Charles Albert)王は側なるクルザノウスキー(Chizanowski)に向つて囁けり。火は青き舌を延して王の黒き毛皮と銀の刺繡も飾られたる外套を嘗めんとするにズランド(Durande)は打ち驚きて王を避けしめんとせり。「無用、余をして死せしめよ、此れぞ余が最後の日なり」。嗚呼今やピエモン(Piedmont)軍はテュムン(Turin)との聯絡を絶たれたるなり、百計既に盡きて最早何等の行動をも取り能ふ可き餘地なし。王はカドルナ(Cadorna)及びコッサト(Cossato)の兩將軍を擧將ラデツキー(Radetzky)に派して休戦を請はしめたり。擧軍の元帥が此に對して提出したる條件は、ロンバルト軍の兵備を解かしむること、議會の協賛を待つことなくして直にセシア(Sesia)チシノ(Ticino)

兩河間の領土及びアレクサンドリヤ(Alessandria)の城堡を平和の締結まで擧軍に引渡すと、並にサボイ公(Duke of Savoy)を人質となすの二なりき。午後九時王は諸將諸侯を召し集めたり。夜は沈々たり、王の悲壯なる音調は四圍の闇冥を破れり。「諸君よ、余は伊太利の獨立の爲めに余自らを犠牲とせり、余は之れが爲に余の生命、余の王子、而して余の王冠をも提供し盡して餘す所なし、余は最早此の苦闘を續くこと能はず、余は今や避く可らざる結果となれる此後の平和に對し余の存在は一大障害たる可きを知るものなり。余は此に調印するを得ず。戰場に於て死に就くと能はざりし余は今吾邦家の爲めに最後の犠牲を供へんとす即ち余は茲に余が王冠を掛けて而して此を余が王子の爲めに殘すものなり」。時に一八四九年三月廿三日。伊太利建設者の一人なるピットリオ エマヌエル(Vittorio Emanuele)は實に斯くの如きの時、斯くの如くして王位に即けるなり。熱誠溢るゝ雲霞の如き民衆に圍繞せられてアル